

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）
に係る契約情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、次のとおり、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）との関係に係る情報を振興会のウェブサイトで公表しますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしただけでない相手方につきましては、その名称等を公表させていただく場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

（ア）学振において役員又は課長相当職以上の職を経験した者（以下「振興会役職員経験者」という。）が再就職していること。

（イ）振興会との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

（２）公表する情報

（ア）振興会役職員経験者の再就職者の人数、職名及び振興会における最終職名。

（イ）総売上高又は事業収入（直近の財務諸表に掲げられた額）に占める振興会との間の取引高の割合。

（ウ）直近 3 か年の事業年度（直近の財務諸表の対象事業年度及びその前事業年度・前々事業年度）ごとの振興会との取引高。

（エ）一者応札又は一者応募である旨（一者応札又は一者応募である場合）。

（３）振興会に提供していただく情報

（ア）契約締結日時点で在職している振興会役職員経験者に係る情報（人数、現在の職名及び振興会における最終職名）。

（イ）契約締結日時点の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入が記載されているもの）。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）